セカンドオピニオン(病気のことをキチンと知るために)

セカンドオピニオンは、現在のご自分の病状や治療方針について、主治医との良好な関係をたもちながら、他の医師の意見を求めることをいいます。医師の知識や経験、病院の設備などの相違により診断や治療に違いがあることも考えられます。そこで、主治医以外の医師の意見を聞くことによって、ご自分に最適の治療方法を選択するうえでの参考としていただくものです。

そのため、セカンドオピニオン相談後に、受診中の医療機関から当院も含め他の医療機関への変更 を希望される場合は、かならず受診中の医療機関に戻っていただいたうえで、希望先への紹介状を書 いていただくことになります。

また、逆の場合として、当院を受診中の方が当院以外の医師の意見を求められるように、当院も診療上のデータを提供いたします。

1. 相談内容について

セカンドオピニオン外来は、患者さんの治療方針についての相談が目的です。

- ・現在受診中の病院についての苦情
- ・訴訟を目的としている場合
- ・診療費等費用についての相談

については、一切お受けできません。

2. 相談の対象となる方

相談は患者さんご本人、または、そのご家族となります。

また、既に治療を受けている医療機関からの紹介状、レントゲン写真等の資料をご用意いただける場合に限らせていただきます。(原則、検査や写真撮影等は行いません。)

3. 相談時間及び料金

患者さんお一人(1事例)あたり1回とし、相談時間は30分単位とさせていただきます。 健康保険外の扱いとなりますので、患者さんご本人、ご家族の方、いずれのご相談についても1回あたり5,250円(消費税込)となります。

4. ご用意いただく資料について

① 診療情報提供書(紹介状)

現在の医療機関での治療や検査等について記載されたものを主治医の先生にお願いしてください。



② 画像診断のフィルム

CTやMRI、レントゲン等を撮っている場合は、主治医の先生からフィルムをお借りしてください。

③ 検査の結果

診療情報提供書に記載があれば結構ですが、他に用意できるものがありましたらお持 ちください。

5. 相談担当診療科・疾患

神経内科、脳神経外科、アレルギー科、放射線科(画像診断)、歯科口腔外科、小児科(小児一般、小児腎臓病、膠原病、小児アレルギー疾患、(精神症状のない)てんかん、発達障害、重度心身障害)

6. 申込手続について

- ① まず、外来の窓口か電話でお問い合わせください。セカンドオピニオンとしてお受けできるか、必要な資料があるか等確認をさせていただきます。
- ② 資料を持参のうえご来院いただきます。そのうえで、「セカンドオピニオン外来申込書」に必要事項を記入していただきます。パソコンをお使いの方は、当院ホームページから入手してあらかじめ記入してお持ちいただくことができます。

お持ちになった資料はお預かりいたします。

- ③ 患者さん本人がご家族に知られたくない等の事情があり、申込書記載の連絡先以外への連絡を希望される場合は、その旨を必ず申込書にご記載ください。
- ④ ご家族が相談にこられる場合は、患者さん本人の委任状が必要になります。

7. 予約と来院ついて

- ① 相談日時が決まりましたら予約票を郵送いたします。 お申し込みから、相談日時までは10日前後を想定してください。
- ② ご相談当日には、予約15分前までに当院受付窓口にお越しいただき、「セカンドオピニオン外来受診」とお申込みください。

8. お申込・お問合わせ

〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155

独立行政法人国立病院機構青森病院 セカンドオピニオン窓口

電 話: 0172-62-4055 内線140番

F A X : 0172-62-7289